

Gard Alert

MARPOL条約附属書V - カーゴホールドの有害な洗浄水の排出

こちらは、英文記事「[MARPOL Annex V - discharge of harmful cargo hold wash water](#)」（2016年1月21日付）の和訳です。

IMOの海洋環境保護委員会（MEPC）から新たな措置が打ち出されるまで、引き続きMEPC.1/Circ.810の規定を適用するようにしてください。



海洋環境有害（HME）物質に分類される貨物を積載したカーゴホールドの洗浄水の港湾受入施設について定めたIMOサーキュラー[MEPC.1/Circ.810](#)が2015年12月31日付で失効したことに伴い、Gardには多数の問い合わせが寄せられています。これについては、IMOで既に議論が行われており、2016年4月のMEPC69においてさらに検討される見込みです。Gardが認識している限りでは、IMO加盟国は、MEPCから何らかの措置が打ち出されるまで、引き続きMEPC.1/Cir.810の規定を適用するようとの助言を得ているようです。

つまり、新たな措置が通知されるまで、HMEに分類される固形ばら積み貨物を積載していたカーゴホールドの洗浄水は、以下の条件を満たした場合に限り、特別海域外での排出が認められるということになります。

- ・ 当該港湾当局からの情報に基づき、受入れターミナルおよび次の寄港地のいずれにも十分な受入施設がないと船長が判断した場合。
- ・ 船舶が航海中であり、最も近い陸地から相当離れている（すくなくとも12海里以上）。
- ・ 洗浄を行う前に、固形ばら積み貨物の残渣をできる限り除去し（除去した残渣は陸上で廃棄できるように袋詰めしておく）、カーゴホールドを清掃すること。
- ・ ビルジウェルにフィルターを使用して残った固形粒子を回収し、固形残渣の排出を最小限に抑えること。
- ・ 排出した記録を廃棄物記録簿に残し、Revised Consolidated Format for Reporting Alleged Inadequacies of Port Reception Facilities ([MEPC.1/Circ.469/Rev.2](#))を使用して旗国に報告すること。

既にご存じのとおり、MARPOL条約附属書Vはほぼすべての種類の廃棄物について海洋投棄を禁じています。したがって、船員に最新の廃棄物投棄要件を周知し、一部排出の認められるケースについてはその条件を明確に理解させることが重要です。これについては、IMOが公開している、制限事項と排出規定の早見表（simplified overview）にコンパクトにまとめられています。

MARPOL条約附属書Vについては、Gardの他の記事でも取り上げていますのでご覧ください。

- ・ 2015年11月24日付 Gard Alert「[渤海（中華人民共和国） - 汚染物質の排出に対する罰金](#)」
- ・ 2015年7月10日付 Gard Insight「[プラスチックの海に挑むプロジェクト、The Ocean Cleanup](#)」
- ・ 2013年7月29日付 Gard Alert「[Disposal of residues from solid bulk cargoes](#)（英文のみ）」
- ・ 2013年1月3日付 Gard Alert「[Revised garbage disposal regulations](#)（英文のみ）」

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文と内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。